

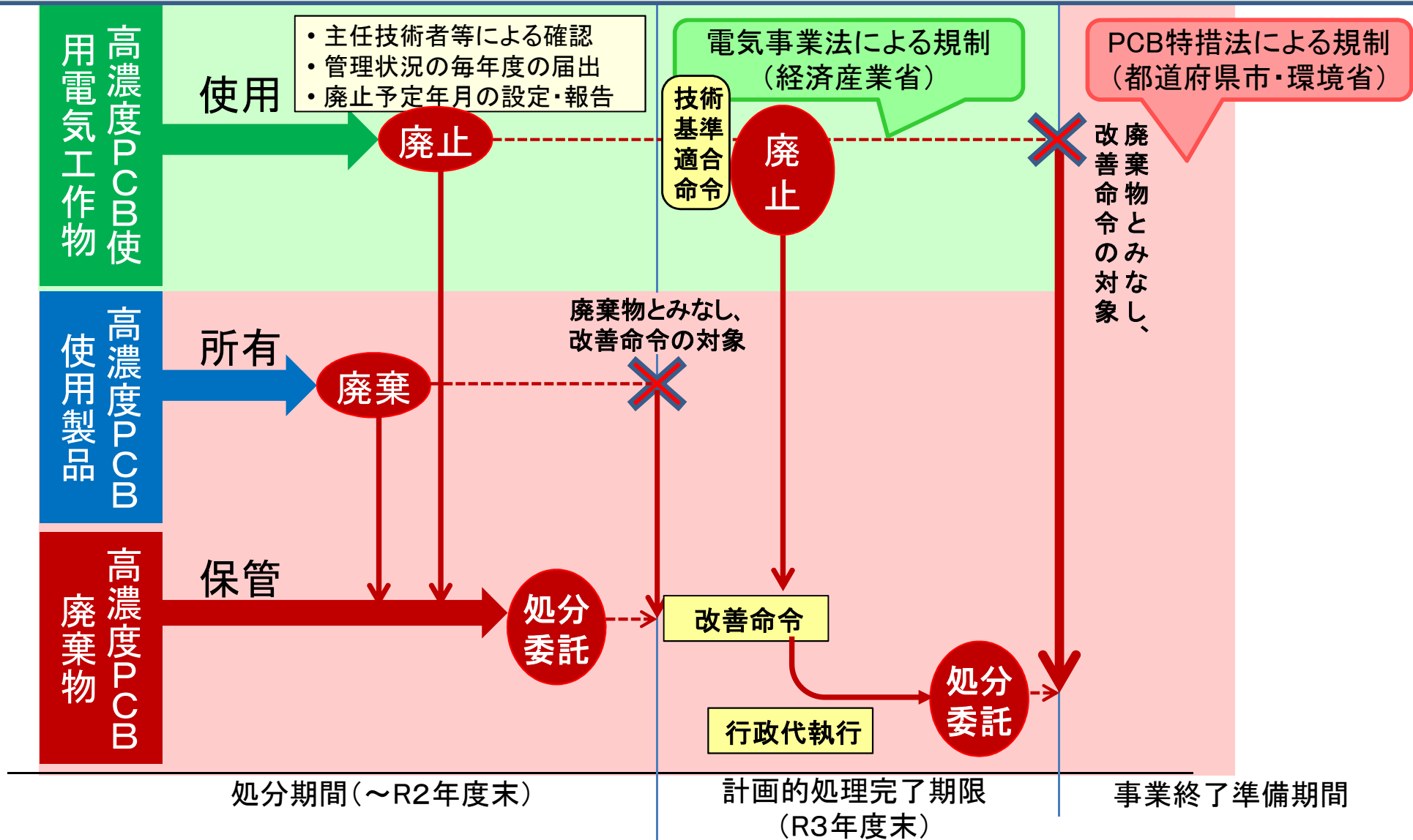
令和3年度末に向けた行政処分等の実施状況

令和3年10月

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

行政処分の実施による確実な処分の委託

- 大阪事業地域の変圧器及びコンデンサー等並びに北九州・大阪・豊田事業地域の安定器・汚染物等に係る処分期間は令和2年度末に到来。今後、PCB特措法違反の保管事業者は、**行政からの改善命令の対象**となる。
- 令和3年度末の計画的処理完了期限の達成に向け、行政処分が必要な事案については同期限までに処分委託が行われるように手続きを進める。最終的には、事業者が破産等により不存在となっている場合を含め、**代執行等を実施し、確実に処分委託を実施する。**



令和3年度末に向けた行政処分等の実施状況

【概況】

- 現時点で、改善命令又は代執行が行われ、又はその可能性が高い事案が北九州・大阪・豊田事業エリア全体で17件存在(自治体数としては13区市)。内訳は下記のとおり。
- なお、そのほとんどが保管事業者が不明又は不存在である事案。このほか、現在行政指導を行っている事案の一部についても、今後行政処分等に移行していくことが想定される。

	変圧器及びコンデンサー等	安定器・汚染物等
1. 北九州事業エリア	(※1)	4件(うち2件着手済み)
2. 大阪事業エリア	6件	2件(うち1件着手済み)
3. 豊田事業エリア	(※2)	5件(うち1件着手済み)

※1 平成30年度に計画的処理完了済み
(改善命令9件、代執行36件実施)

※2 令和3年度末まで処分期間

令和3年度末に向けた行政処分等の実施状況 【事案例】

(各縣市からの聞き取りを踏まえ環境省で作成)

事案① 保管事業者が存在し改善命令を発出した事案(小型コンデンサー等)

- 法人は実態としては廃業しているものの、法人登記簿上は破産、閉鎖等の記載はない事業者の敷地内において、水銀灯安定器用コンデンサー約42,000個以上が地中保管されていた事案。数回にわたり県が地方環境事務所やJESCOとともに現地立入。また、報告徴収を実施
- 令和3年5年、当該コンデンサーの処分委託を行うよう改善命令を実施。令和3年9月末現在、代執行を実施中。

事案② 保管事業者不明により代執行を予定している事案(PCBを含む廃油、汚染物等)

- 民有地で廃トラックの荷台に高圧コンデンサーが不法投棄された結果、PCBを含む廃油、PCB汚染物(廃トラック)が保管されている事案(JESCO事業開始前の平成13年6月に緊急措置を実施。)
- 不法投棄者は現在も確知できていないため、代執行を行うべく、令和3年4月に公告を行った。並行して環境省の支援事業を活用し、令和3年5月に濃度分析等を実施。令和3年8月に廃油について代執行を実施、今後PCB汚染物についても代執行予定。

事案③ 保管事業者不存在により代執行を予定している事案(安定器)

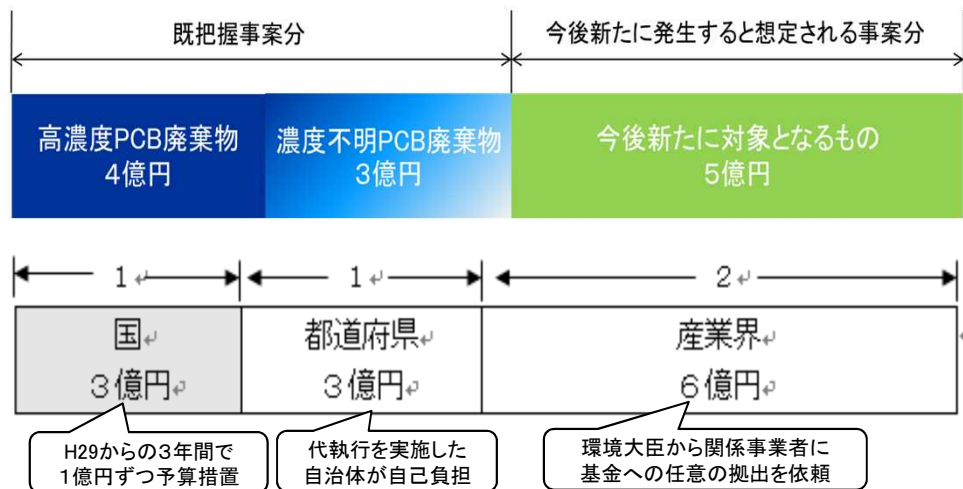
- 平成17年に倒産し、平成21年に法人登記簿閉鎖済みのホテルにおいて、高濃度PCB使用安定器11台が残置されている事案。平成30年に県や市、地方環境事務所による立ち入り検査により確認。
- 保管事業者不存在につき、代執行を行うべく、令和3年7月に公告を行った。今後、代執行を予定。
- なお、同一のホテルでは高濃度PCB使用高圧コンデンサーも残置されており、平成31年2月に代執行済み。

(参考)高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援

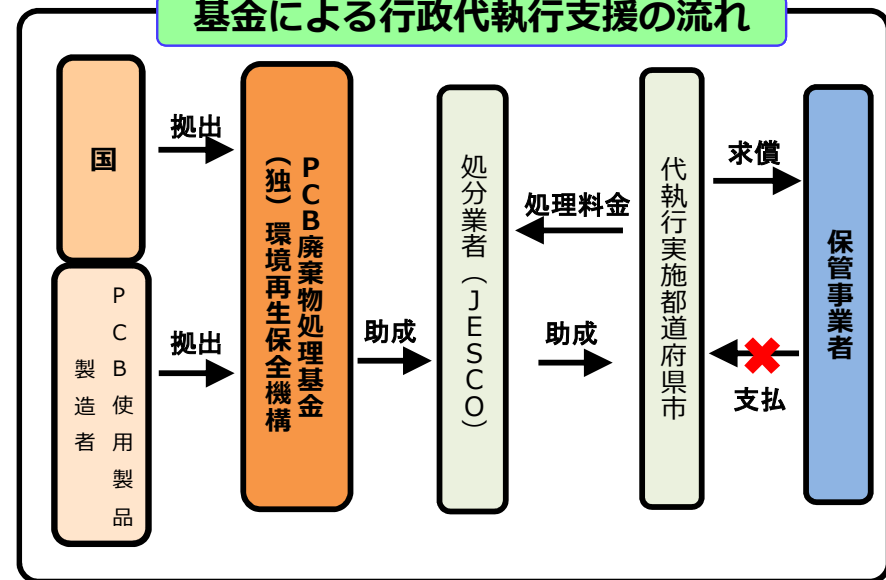
代執行基金

- ◆ 保管事業者が破産、死去等により不存在の場合など、保管事業者からの処理費用の徴収が困難な場合に活用が可能。
- ◆ (独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」に国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)が拠出しており、都道府県市が代執行による処理に要した額の75%を支援する。
- ◆ PCB特措法に加え、廃棄物処理法に基づく代執行についても同様の支援を行うこととしている。

<基金の必要額の推計及び関係者の負担割合>



基金による行政代執行支援の流れ



特別交付税措置

- ◆ PCB特措法及び廃棄物処理法に基づく代執行については、代執行基金による支援分を除く額(25%)のうち80%(処理費用全体の20%に相当)を特別交付税により措置
- ◆ 総務省からの照会に基づき、実績を報告することで措置される。

- 自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、専門家派遣等による実務支援を行うため、予算事業により以下を実施(令和3年度予算)。
- 現在、2件の事案に対して支援を実施中。

<具体的な支援内容>

(1) 代執行に係る書類作成等の補助

(具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援
- 代執行対象物の処理委託に当たっての詳細性状分析に関する支援

(2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

(具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したもの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく予定